

鹿児島市本庁舎樹木等維持管理業務委託仕様書

1 一般事項

- (1) この仕様書は、鹿児島市本庁舎樹木等維持管理業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) 受注者は作業にあたり、労働安全衛生法等諸法令及び諸法規を厳守すること。
- (3) 受注者は人身事故、災害、又は第三者に損害を与える事故が発生した場合は応急措置を講ずるとともに、事故発生原因、経過及び事故による損害の内容等について遅滞なく管財課職員（以下「係員」という。）に報告すること。もし第三者及び従事者に損害が生じたときは、受注者の負担によって、これを補償すること。
- (4) 受注者は仕様書等に疑義が生じた場合は、すべて係員と協議し、その指示に従わなければならない。また、仕様書等に明記しなくとも、業務履行上必要な事項は、係員と協議の上、履行すること。

2 契約期間

本業務は4期に分けて実施するものとし、各実施時期は次のとおりとする。

第1期 令和8年4月1日から令和8年6月30日まで

第2期 令和8年7月1日から令和8年9月30日まで

第3期 令和8年10月1日から令和8年12月31日まで

第4期 令和9年1月1日から令和9年3月31日まで

3 芝生刈込

- (1) 敷地内の芝生は、工程表及び委託業務範囲図を参考として年3回（一部年1回）刈り込みを行う。
- (2) 芝生内の障害物を除去した後、草刈機（肩掛け式またはハンドガイド式）で入念に刈り取ること。草刈機による除草での刈り残し部分については、人力による仕上除草も行うこと。
- (3) 芝生への肥料散布は年1回、水やりは年2回（地上部のみ）適期に行う。
- (4) 目砂散布は、係員と協議し必要に応じて行う。
- (5) 作業により発生した刈草等は、速やかに後片付けを行い、本庁舎外に持ち出し、受注者の責任において処理すること。
- (6) その他、係員の指示に従うこと。

4 低木等管理（中低木刈込、生垣剪定）

- (1) 枝の密生した部分は、中透かしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を、輪郭線を作りながら刈り込むこと。
- (2) 花木類を刈り込む場合は、花芽の分化時期に注意し樹種に応じて適期に行う。
- (3) ツツジ・サツキ類は、開花後速やかに剪定を行う。

- (4) ツツジ・サツキ類以外の樹種は、工程表を参考として年3回刈り込みを行う。
- (5) 植え込み内に入り作業を行う場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業後は枝がえし等を行うこと。
- (6) 作業により発生した枝葉は、速やかに後片付けを行い、本庁舎外に持ち出し、受注者の責任において処理すること。
- (7) その他、係員の指示に従うこと。

5 高木剪定

- (1) 剪定を行う樹木は、特に大きく茂った樹木を対象とし、委託業務範囲図を参考に事前に係員と協議の上決定すること。
- (2) 剪定は、樹形の骨格づくり、樹冠の整正、込みすぎによる病虫害及び破損枝の発生防止等を目的とし、工程表を参考として年1回行う。
- (3) 樹姿及び樹形の仕立て方は、植栽位置及び構造物等による事情を除き、自然形仕立てとすること。
- (4) 作業を行う場合は、第三者及び従事者の安全確保のため、必ず高所作業車を使用すること。
- (5) 太枝等の剪定を行った場合は、褐色系の防腐防止剤を切口の塗布すること。なお、カラスの巣があった場合は、撤去し再度巣が作れないように枝抜きを行うこと。
- (6) 剪定した枝葉は、受注者の責任においてまとめて速やかに処理するとともに、樹木周辺を綺麗に清掃すること。
- (7) その他、係員の指示に従うこと。

6 除草、清掃

- (1) 除草は、工程表を参考として年4回行い、高・中・低木植地内及びその周辺の雑草を必ず根部から抜き取る。
- (2) 清掃は、高・中・低木植地内及びその周辺のチリ、空き缶等の除去を行う。
- (3) 作業により発生した雑草やチリ等は本庁舎外に持ち出し、受注者の責任において速やかに処理すること。
- (4) その他、係員の指示に従うこと。

7 薬剤散布

- (1) 薬剤散布は、樹種及び病害虫に応じて発生時に殺虫剤及び殺菌剤を散布すること。
- (2) 薬剤濃度は1000倍液を基準とし、年間約200ℓを散布する。
- (3) 敷布を行う際は、土曜日又は日曜日に実施し、来庁者及び第三者に迷惑にならないよう、風向き、天候等に十分注意し行うこと。
- (4) 敷布を行う前日までに必ず係員に連絡し、指示に従うこと。
- (5) 敷布作業中は、必ず案内板等を設置して安全管理に努めること。
- (6) 主な薬剤の種類として、オルトラン水和剤1000倍、ベンレート水和剤100倍、特リノ

—200倍とし、病害虫に応じて薬剤の変更を行う場合は、係員と協議し指示に従うこと。

8 安全管理

- (1) 樹木の剪定作業を行う際は、必ず案合板、安全施設等を設置し、来庁者及び第三者に迷惑にならないよう十分注意すること。
- (2) 台風等の自然災害発生後は、係員の指示に従い敷地内の樹木等の被害状況を調査及び仮復旧を行い、速やかに報告すること。なお、復旧作業を行う場合は、安全を十分に確認してから行うこと。

9 提出書類

作業期毎に、係員の確認を得て、履行現場写真とともに業務完了報告書を提出すること。

10 その他

委託期間中に発生した苦情等による作業（緊急な作業）については、係員の指示に従い速やかに行うこと。

11 労働環境の確認に関する事項

- (1) 受注者は、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員に係る労働環境に関し、鹿児島市指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。
- (2) 鹿児島市は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。
- (3) 鹿児島市は、(2)の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を鹿児島市に提出するものとする。